

## 発行者情報

### 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年1月14日
【発行者の名称】	株式会社ハンズ (Hands Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長島 宏
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目15番8号
【電話番号】	03-5778-9188
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 中島 衛
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.nihon-ma.co.jp/ir/">https://www.nihon-ma.co.jp/ir/</a>
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2022年2月17日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社 ハンズ <a href="http://www.kkhands.co.jp/">http://www.kkhands.co.jp/</a> 株式会社 東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>
【投資者に対する注意事項】	
1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。	
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽で	

あり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第29期	第30期	第31期
決算年月	2019年6月	2020年6月	2021年6月
売上高 (千円)	2,540,859	2,760,154	2,540,751
経常利益 (千円)	150,314	334,428	207,191
当期純利益 (千円)	109,088	223,068	140,605
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	200	200	200
純資産額 (千円)	724,461	947,529	1,088,135
総資産額 (千円)	1,050,964	1,367,939	1,436,260
1株当たり純資産額 (円)	1,811.15	2,368.82	2,720.34
1株当たり配当額 (うち1株当たりの中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	272.72	557.67	351.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	68.9	69.3	75.8
自己資本利益率 (%)	16.3	26.7	13.8
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	153,244	303,945	116,690
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△26,588	△175,848	△24,491
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	421,043	549,140	641,340
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	54 (441)	51 (463)	64 (443)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。  
3. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。  
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パート、登録スタッフ）は期中の平均人員を（ ）に外数で記載しております。
7. 第31期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、有限責任大有監査法人の監査を受けておりますが、第29期及び第30期の財務諸表については、有限責任大有監査法人の当該監査を受けておりません。
8. 2021年9月30日付けで普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## 2 【沿革】

当社は、1990年に建築資材の搬入・搬出作業会社として、現在の代表取締役長島宏が神奈川県川崎市に設立いたしました。

その後1997年に株式会社ハンズに社名変更しております。2001年に補修作業を行うリペア事業部を発足、2017年にはソーラーパネルなどの施工作業を行う工事事業部を新設し、設立当初からの主力で揚重作業を行う建築事業部とあわせて3事業部で事業活動を展開しております。

当社に係る経緯は、次のとおりであります。

年 月	沿 革
1990年7月	神奈川県川崎市 有限会社クラブリッツアルファ設立
1995年3月	渋谷出張所開設
1997年5月	資本金1,000万円に増資 株式会社ハンズに組織変更
2001年7月	リペア事業部発足
2005年10月	建設業許可取得（神奈川県）
2006年9月	本店を東京都渋谷区に移転
2007年5月	建設業許可変更（東京都に変更）
2008年1月	プライバシーマーク付与認定取得
2009年3月	揚重事業部 町田出張所開設 リペア事業部 秋葉原から渋谷本社へ移転
2010年3月	リペア事業部 工房を設置
2011年7月	揚重事業部 仙台営業所開設
2013年12月	組織変更に伴い、揚重事業部 改め、建築事業部に変更
2017年7月	建築事業部から工事課を独立させ、工事事業部を新設
2020年12月	建築事業部 大阪出張所開設
2021年7月	建設業許可変更（国土交通大臣に変更）

### 3【事業の内容】

当社は、建築現場で各種資材の搬入作業をする「建築事業部」、各種工事の施工を請け負う「工事事業部」、内装材のキズ補修と住宅検査を行う「リペア事業部」と建築現場にはなくてはならない3つの仕事を通して建築現場をサポートしております。建築現場の仕事には、危険を伴う作業が多くあり、ちょっとした気の緩みが事故に繋がります。当社は、安全に対して全社員が常に意識を高め、無事故・無災害を目標にしています。

また、建築現場には多種多様な作業がありますが、当社は17工種において建設業許可(大臣許可)を取得しております。豊富な人材と質が高く安全なサービスを提供し時代のニーズに応え、次世代の「建築現場」創りに取り組むことで建築業界そして社会に貢献していくことを目指しております。

以下において主な事業区分について記載しております。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

#### 〈建築事業〉

建築現場で内装資材をお客様の指定した場所に搬入します。大規模な現場では、揚重センター(一括揚重システム)<sup>※</sup>を運用し、高層ビル、大型マンション等の搬入作業を一手に請け負います。当社が揚重を請け負うことにより、安全かつ迅速に資材を搬入し、各施工業者の業務軽減と効率化を実現しています。

また、個別の資材発注にも対応いたします。お客様の手数を軽減するため、LGS(軽量鉄骨材)・PB(石膏ボード)・クロス(ビニールクロス)など建築資材を当社が手配し指定場所に搬入するまで、一貫して行うサービスも提供しております。

<sup>※</sup> マンション等の建築現場で、資材搬入を施工業者が行うのではなく、当社がまとめて全体を請け負うシステム。

#### 〈工事事業〉

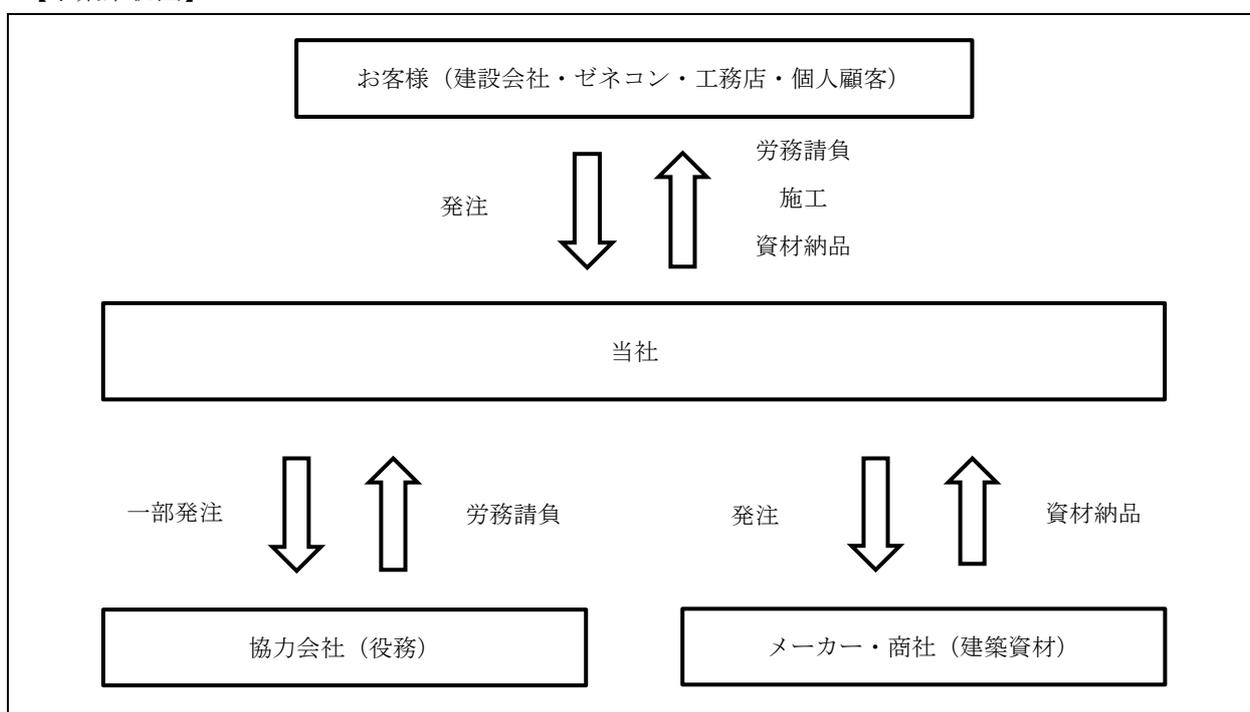
架台杭打ちから電気工事まで一貫して行うソーラーパネル設置工事、ハウスメーカーの鉄骨建方工事、アルミ材を使用しラックや台車などを加工組み立てするアルミニウムユニット工事、駅の転落防止用のホームドア設置工事、戸建て集合住宅などの防水工事など各種工事を請け負い、お客様の多様なニーズに応じております。

#### 〈リペア事業〉

新築のマンション、戸建住宅、オフィスビル等の内装のキズ補修、また住まいの内装のキズ、フローリングやアルミおよび金属のキズや劣化、床鳴りや床浮きなどの困りごとに対し、様々なリペアサービスを提供しております。技術力と起動力は業界でも定評があり、住宅から高級ブランドショップまで幅広い補修実績を有しております。また、マンション等の住居に関する性能検査や外観検査、工程内の検査も提供しております。

【建築事業部】 資材搬入作業	【工事事業部】 ソーラーパネル設置工事	【リペア事業部】 アルミサッシ傷補修作業
		

#### 【事業系統図】



#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
60(404)	34.58	5.22	5,593

セグメントの名称	従業員数(名)
建築事業	26(271)
工事事業	11(26)
リペア事業	7(103)
全社(共通)	16(4)
合計	60(404)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、登録スタッフ)は、平均人員を( )に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均年間給与には、臨時雇用者の給与は含まれておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第3 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、社会経済活動が大幅に制約を受けるなか、各種政策の効果もあり一部持ち直しの動きが見られたものの、感染症が再び拡大し、緊急事態宣言の発出・解除が繰り返され、景気が停滞する局面が続きました。感染症は依然として収束が見通せず、景気の動向は先行き不透明な状態が継続しております。

建設業界におきましては、公共投資は堅調に推移する一方、民間設備投資は、新型コロナウイルス感染症の影響により、民間企業が慎重な姿勢を崩さず、着工件数は減少傾向であり、依然として厳しい状況が続いております。

このような情勢の中、当社におきましては、新型コロナウイルスの感染防止対策として訪問営業の自粛やテレワークによる出勤日数の7割削減に取り組み、現場作業員の安全確保を最優先事項として事業活動の維持に努めて参りました。しかしながらオリンピック・パラリンピック関連の大型工事が終了し、その後に予定されていた選手村のリニューアル工事の延期や新型コロナウイルスの感染症の影響により住宅着工件数や店舗・工場などの着工件数の減少もあり、厳しい状況下での事業運営となりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は2,540,751千円(前年同期比7.9%減少)、営業利益は191,146千円(前年同期比40.4%減少)、経常利益は207,191千円(前年同期比38.0%減少)、当期純利益は140,605千円(前年同期比37.0%減少)となりました。

セグメント別の業績の概要は次のとおりであります。

<セグメント別の業績の概要>

#### ① 建築事業

建築事業では、オリンピック・パラリンピック関連の建築需要が一段落したことと新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな受注物件を確定することができなかったことにより、売上高は1,651,049千円(前年同期比11.0%減少)、セグメント利益は281,399千円(前年同期比22.9%減少)となりました。

#### ② 工事事業

工事事業では、採用で想定していた人員確保ができずに受注活動が進まなかったことや、新型コロナウイルス感染拡大による建設現場の工期延期の現場が出たこと等により、当期中に売上計上を予定していた案件の計上が減少したこと等により、売上高は328,044千円(前年同期比10.1%減少)、セグメント利益は41,245千円(前年同期比32.2%減少)となりました。

#### ③ リペア事業

リペア事業では、閑散期対策として4月～6月の受注を確定するため半年以上前より早期営業を行いました。それにより工期の長いゼネコン関係の現場で多くの塗装補修受注を得られたことにより、売上高は561,657千円(前年同期比4.0%増加)、セグメント利益は84,710千円(前年同期比12.1%増加)となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、641,340千円で、前事業年度末と比較して92,199千円増加となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は116,690千円となりました。これは主に、税引前当期純利益208,134千円、売上債権の減少額33,556千円、破産更生債権等の減少額26,199千円等、主な減少要因は未払消費税の減少額19,907千円、法人税等の支払124,571千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、24,491千円となりました。これは主に車両の購入による支出2,348千円、ソフトウェアの購入による支出1,147千円、定期預金への預け入れによる支出21,612千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

該当事項はございません。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は、建築現場において材料・資材の搬入、各種工事の施工、内装材や家具・建具のキズ補修といったサービスを提供しておりますが、受注確定から売上計上までの期間が短期であるため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高(千円)	前年同期比(%)
建設事業	1,651,049	△11.0%
工事業	328,044	△10.1%
リペア事業	561,657	4.0%
合計	2,540,751	△7.9%

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)長谷工ナヴィエ	553,040	20.0%	368,465	14.5%

## 3 【対処すべき課題】

当社は、中期的な成長の観点から、下記の課題に取り組む必要があると考えております。

### (1) 安全性の強化

建築現場においては、常に安全第一を考え現場で働く人の命と健康を守ることが最も重要なことです。当社におきましても、労働災害を発生させてしまうと、安全管理体制に対し顧客の信用が損なわれ、業績にも多大な影響を及ぼしかねません。

当社は、労働災害につながるリスク軽減措置として、次のような対策を実施し安全性の強化に取り組んでいます。今後も全社員・スタッフの安全に対する意識を高め、無事故無災害を目指してまいります。

- ・安全衛生大会の開催  
年1回、全員の安全意識高揚を目的に安全衛生大会を開催
- ・安全衛生協議会の開催  
月1回、元請けの指導事項や災害事例を周知する安全衛生協議会を開催
- ・KY(危険予知)手帳の配布と活用  
毎日の啓発安全活動として作業前に手帳を用いて危険性・有害性を特定
- ・新人教育マニュアルの作成と活用  
専属講師によるマニュアルを用いた座学講習とOJTによる安全教育を実施
- ・安全パトロールの実施  
年間計画を定め、経営幹部による安全パトロールを実施し安全チェック

### (2) 人材の確保と育成

建設業界におきましては人材の確保が非常に厳しい環境となっており、技術労働者の不足が懸念されております。当社は、人材が重要な経営資源であると考えており、事業の持続的な成長のためには優秀な人材の確保・育成を重要な課題として認識しております。「人手不足」と言われている中で、人材の確保と定着率を上げるため、社会保険の加入の徹底や福利厚生を充実させるなど「働き方改革」への対応も必要であると考えております。これらの課題に対処するため次のような施策を実施し、今後も採用応募者の増加に努め、優秀な人材の確保と育成に力を入れて取り組んでまいります。

採用の強化対策	定着率の向上対策
<ul style="list-style-type: none"><li>・オープンで働きやすい環境作り</li><li>・職能や等級制度の充実</li><li>・昇級の人事制度の改善</li><li>・オウンドメディアの構築と改善</li><li>・有資格者の採用優先</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・新入社員スタッフ研修の充実</li><li>・優秀なスタッフの正社員登用</li><li>・会社費用で資格取得の促進</li><li>・機械化や省力化の推進</li><li>・慰労懇親会の開催</li></ul>

### (3) 内部管理体制の強化

当社は、比較的小規模な組織であるため、継続的な成長を実現できる企業体質を確立する必要があります。そのため、リスク管理や業務運営管理をはじめとする内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。

今後の企業規模拡大に備え、内部管理体制の整備と適切な運用を推進し、経営の公正性及び透明性を確保するため、体制強化に取り組んでまいります。

#### (4) 感染症への対応

新型コロナウイルス感染症対策については、建築現場は3密（密閉・密集・密接）になることは少なく、感染リスクの小さい業種ですが、事務所勤務者にはテレワークの推進、座席にはアクリル板の設置や事務所内に消毒液を配置するなど感染予防及び衛生管理を徹底して行っております。

今後の感染症の流行に対しても迅速に対応し、全従業員が安心して働きやすい職場環境の維持に努めてまいります。

## 4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

### (1) 当社を取り巻く市場環境について

当社は、集合住宅及び戸建住宅における資材搬入作業及び補修作業、太陽光発電の施工等、建設関連向けのサービスを主たる事業として展開しております。当該事業は、景気動向、金利、地価、税制及び政策等に大きな影響を受けます。

今後の景況感の悪化、所得の低下、金利の上昇、地価の上昇、政策の変更及び税制の変更があった場合は、受注及び売り上げの減少など、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 自然災害による影響について

当社の事業地域であります日本は、地震、台風、豪雨、異常気象といった自然災害の影響を受けやすい環境にあります。当社契約の建築現場及び取引先が大規模な被害を受け建築資材の搬入、運搬に稼働不能な状態が生じた場合また事業活動停止や制限がなされた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 重大な労働災害・事故の発生について

建築業界におきましては、「事故・災害ゼロ」を目標として安全活動を展開しております。当社でも安全衛生管理体制の構築と運用には細心の注意を払っておりますが、人的もしくは施工物に関する重大な事故が発生した場合、基本的には保険の適用範囲内で解決されるものと考えており、本発行者情報公表時点において発生している事故については、保険の適用範囲内で解決しております。しかしながら、保険で補填されない瑕疵が原因で発生した労働災害・事故において、被災者が保険の適用を超えて補償を要求する等の問題に発展した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 訴訟・係争等について

当社では、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟等を提起されている事実はありません。しかしながら、事業運営において、瑕疵担保責任、作業現場における事故や労働災害、労務問題等予期せぬトラブル・問題が発生した場合、これらに起因する訴訟その他の請求が発生する可能性があります。これらの事象が発生した場合には、訴訟内容や損害賠償額及びその結果等により、社会的信用に影響を及ぼすほか、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 競合他社による影響について

当社の事業における市場では、同業他社の参入が増加しているため、更なる競争の激化が予想されます。優秀な人材の育成と確保、サービス内容の充実に注力し、他社との差別化を図っておりますが、今後競争が激化し、新規参入事業者による新たな高付加価値サービスの提供等が行われた場合、競争力が低下する恐れがあります。この場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 特定の販売先への依存度について

当社の販売先のうち株式会社長谷工ナヴィエ（以下、「同社」という。）とは、当社設立時から取引があり、当事業年度では、当社の全体の売上高合計のうち同社に対する売上高が14.5%を占めています。

当社は、同社と良好な関係を維持しておりますが、今後も新規販売先の開拓を行い、特定の販売先への依存度を低下させる方針です。また、同社の受注動向の変化や内製化、その他の理由により当社との取引が減少した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 人材の確保と育成について

当社の事業において人材の確保と定着は重要な要素の一つであります。優秀な人材の確保と定着のために採用活動の創意工夫や就業環境の整備、コミュニケーションの円滑化など各種施策を実施しておりますが、今後の雇用情勢の変化などにより適合した人材が確保できない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 協力業者について

当社の事業において資材の運搬・搬入、施工、補修の業務で許容できる以上の受注が得られた場合には、外部の協力業者へ業務を委託することがあります。協力業者の選定については、信用調査会社を通じて、その経営状態、技術力、評判及び反社会勢力との関係の有無などを調査して選定しております。しかしながら、当社の選定基準に合致する協力業者を十分に確保できなかった場合や、協力業者の経営困難や労働者不足に伴う工期の遅延や外注価格が上昇した場合等には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 建築資材価格の変動について

当社は、建築現場における資材搬入作業及び補修作業、太陽光発電の施工等、建設関連向けのサービスを主たる事業として展開しております。当該事業は、現場の工事進行状況により大きな影響を受けます。建築資材の高騰のため、材料の調達が困難になった場合、また外国資材の輸入が停滞した場合には、業界の縮小や現場

の工事進行が遅延し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) 業績の季節的変動について

当社の事業において、建築事業の閑散期である3月中旬から6月、リペア事業の閑散期である4月から6月、また大型連休等により契約現場及び取引先顧客の稼働日が減少する場合に受注量が減少する傾向があります。受注量を平準化出来るよう事前の営業活動に注力しておりますが、当該時期に著しい景気の落ち込みなどがあった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (11) 特定の取締役への依存について

当社の代表取締役社長である長島宏は、会社設立以来の経営責任者であります。経営方針や事業戦略の決定・実行において重要な役割を果たしております。当社は、幹部社員の情報共有や権限の委譲によって同氏に過度に依存しない組織体制の整備を進めておりますが、同氏が何らかの理由により業務を遂行することが困難になった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (12) システム障害について

当社は、顧客情報、従業員情報、見積作成や請求業務、その他経理・財務業務等の多くをコンピューターシステムで管理・運営しております。随時バックアップを行うことやシステムの運用並びに導入・更新に際しては最大限の対策を講じておりますが、当該システムの障害、外部からのコンピュータウイルスやハッキングの被害、大規模広域災害等の予期せぬトラブルにより、通信ネットワークの切断、サーバー等ネットワーク機器のシステム障害により業務停止及び情報の外部漏洩等の事態が発生する可能性があります。

これらの障害が発生した場合には、業務の停滞を招き、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (13) 個人情報の管理について

当社は、従業員及び現場作業スタッフの採用に当たり個人情報を入手しており、個人情報の機密管理のため一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」を取得しております。個人情報の取扱いに際し細心の注意を払い、プライバシー・ポリシーの制定・遵守や内部監査によるチェック等により、個人情報保護に関し十分な体制構築がおこなわれていると考えております。

しかしながら、不測の事態により、個人情報が外部に流出した場合には、当社に対する損害賠償の請求や信用力の失墜により、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### (14) 法的規制について

当社は、事業活動を行うにあたり、建設業法に基づく一般建設業の許可(国土交通大臣許可)を受けております。建設業の許可に関しては、現在のところ建設業法第8条に規定される許可要件の欠格事由に該当する事項はありませんが、将来何らかの理由により、当該許可が取り消され、又は、更新が認められない場合、もしくは、これらの法律等の改廃又は新たな法的規制が今後制定された場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の事業活動において違反行為が生じた場合には、営業の停止又は許可の取消しという行政処分が下される恐れがあり、万一、当該基準に抵触するようなことがあれば、事業活

動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、本発行情報公表日現在における当社の許認可登録は、以下のとおりです。

許認可登録名	許可を受けた建設業	許可番号	有効期限
一般建設業許可	建築工事業、大工工事業、左官工事業、と び・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電 気工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構 造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス 工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上 工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	国土交通大臣許可 (般-3) 第 28210 号	自 2021 年 7 月 9 日 至 2026 年 7 月 8 日

#### (15) 法令違反・法改正の影響について

当社は、事業活動を行うにあたって、法令遵守は最優先事項であるとの認識のもと、コンプライアンス体制の整備、販売管理体制の構築、全従業員に対して教育・周知の徹底、また、適宜、顧問弁護士のアドバイスを受ける等、法的規制を遵守する管理体制の整備に努めております。しかしながら、これらの法令に違反する行為がなされた場合及び法令の改正や新たな法令が当社の事業に適用され、その制約を受けることとなった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (16) 内部管理体制の構築・拡充について

当社は、小規模な組織となっており、内部管理体制もそれに応じたものとなっております。

今後の事業拡大に応じて、経営者を含め従業員全員がそれぞれの役割を理解し、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、事業活動に係る法令等の遵守を目的にその役割に応じた適切な行動を取り、経営環境の変化に迅速に対応できる内部管理体制の構築・拡充を重点事項として取り組む方針であります。今後急速に会社規模が拡大し、規模拡大に応じた十分な内部管理体制ができなかった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (17) 品質の維持・管理について

当社は、建設現場において顧客のニーズに合ったサービスを提供するために技術向上・人材育成、人材定着に取り組んでおりますが、サービス技術力の低下及び人材育成の長期化等の予期せぬ事情により最適な時期に、最適な人材を配置できない可能性があります。この場合、市場での信用の失墜等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (18) 感染症の拡大について

新型コロナウイルスの感染拡大により、工事の進捗遅延や現場の稼働制限等により、当社への受注環境の悪化などの影響が懸念されます。これらの影響は当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (19) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企

業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

#### <J-Adviser 契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

#### <J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下、「甲」とします。)において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本M&Aセンター(以下、「乙」とします。)からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

#### ①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会

社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しく

は弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併

等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決

議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生していません。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度の末日現在において、当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は1,343,386千円で、前事業年度末に比べ64,212千円増加となりました。これは、現金及び預金の増加106,612千円及び売掛金の減少33,556千円等によるものです。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は92,873千円で、前事業年度末に比べ4,108千円増加となりました。これは、資産除去債務の計上による建物付属設備の増加1,029千円及び建物減価償却累計額の増加305千円、業務用ソフトウェアの購入によるソフトウェアの増加1,089千円、生命保険契約による保険積立金の増加5,633千円、破産更生債権の減少26,199千円及び貸倒引当金の減少25,451千円、繰延税金資産の減少3,961千円によるものです。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は310,229千円で、前事業年度末に比べ77,658千円減少となりました。これは、買掛金の減少9,071千円、未払金の増加6,280千円、前受金の減少4,392千円、預り金の増加4,885千円、未払消費税等の減少19,907千円及び未払法人税等の減少60,994千円によるものです。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は37,895千円で、前事業年度末に比べ5,373千円増加となりました。これは、退職給付引当金の増加1,520千円、役員退職慰労引当金の増加2,804千円及び資産除去債務の増加1,048千円によるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は1,088,135千円で、前事業年度末に比べ140,605千円増加となりました。これは、当期純利益の計上による利益剰余金の増加140,605千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

当事業年度における経営成績については、「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当事業年度における経営成績に重要な影響を与える要因については、「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 運転資本

上場予定日(2022年2月17日)から12か月間の当社の運転資本は、自己資金を十分に保有していること及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【設備投資の概要】

該当事項はありません。

### 2 【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2021年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	機械装置及び 車両運搬具	その他	合計	
本社 (東京都渋谷区)	全社	本社	1,307	897	1,851	4,056	59(409)
町田第一出張所 (神奈川県相模原市)	工事 リペア 共通	作業所兼 倉庫	64	892	0	957	0(0)
町田第二出張所 (神奈川県相模原市)	建築 共通	研修所兼 事務所	135	—	—	135	0(0)
仙台営業所 (宮城県仙台市)	建築	営業所	158	—	—	158	3(34)
大阪出張所 (大阪府大阪市)	建築	事務所	909	—	—	909	2(0)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、ソフトウェアであります。  
4. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を( )に外数で記載しております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当事業年度末現在発行数(2021年6月30日)(株)	公表日現在発行数(2022年1月14日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,600,000	1,200,000	200	400,000	非上場	単元株式数100株
計	1,600,000	1,200,000	200	400,000	—	—

(注) 2021年9月14日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株を2,000株に分割しております。これにより、発行済株式総数は399,800株増加し、400,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は1,599,200株増加し、1,600,000株となっております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年6月30日	—	200	—	10,000	—	—
2021年9月14日(注1)	399,800	400,000	—	10,000	—	—

(注) 1. 株式分割(1:2,000)によるものであります。

#### (6) 【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	2	3	—

所有株式数 (単元)	—	—	—	2,120	—	—	1,880	4,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	53.0	—	—	47.0	100.0	—

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 400,000	4,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	400,000	—	—
総株主の議決権	—	4,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

### 3 【配当政策】

当社では、株主に対する利益還元を経営上の基本理念として認識し、経営環境を鑑み、業績の推移状況及び中長期経営計画に基づき財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。この剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度における配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり100,000円（中間配当金は発生しておりません。）としております。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2021年9月29日 定時株主総会決議	20,000	100,000.00

### 4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

## 5 【役員状況】

男性：6名 女性：0名（役員のうち女性の比率：0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	長島 宏	1959年11月15日	1988年8月 (有)リッツ設立 代表取締役 就任 1990年7月 (有)クラブリッツアルファ設立 代表取締役 就任 1997年5月 (株)ハンズに組織変更 代表取締役社長就任（現任） 2021年6月 (株)エヌズ設立 代表取締役社長就任（現任） 2021年8月 (有)リッツ取締役就任（現任）	(注)2	(注)5	398,000 (注)4
取締役	事業本部長	鈴木 新	1972年10月10日	1992年10月 (有)クラブリッツアルファ入社 1997年6月 (株)ハンズに組織変更 正社員へ転換 1998年1月 雇用管理担当 就任 2006年7月 取締役就任（現任）	(注)2	(注)5	—
取締役	管理本部長	中島 衛	1944年2月14日	1968年4月 (株)ヤシカ (現、京セラ(株)) 入社 2007年4月 当社入社 内部監査室 2010年10月 取締役就任（現任）	(注)2	(注)5	—
取締役	工事事業部 部長	鈴木 直人	1976年2月16日	1999年1月 当社入社 2007年3月 正社員へ転換 2016年7月 工事事業部 部長 2020年9月 取締役就任（現任）	(注)2	(注)5	—
監査役 (常勤)	—	鬼沢 正典	1955年3月5日	1981年1月 (株)ヤシカ (現、京セラ(株)) 入社 2020年9月 当社入社 監査役就任（現任）	(注)3	(注)5	—
監査役 (非常勤)	—	丸山 登	1935年5月1日	1958年4月 (株)ヤシカ (現、京セラ(株)) 入社 2006年9月 当社入社 監査役(非常勤) 就任(現任) 2017年6月 ぷらっとホーム(株)監査役 就任(現任) 2017年6月 (株)イー・エス・ディ監査役(非常勤) 就任(現任)	(注)3	(注)5	—
計							398,000

- (注) 1. 監査役の鬼沢正典氏と丸山登氏は会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。
2. 取締役の任期は、2021年6月期に係る定時株主総会終結の時から2023年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、2021年6月期に係る定時株主総会終結の時から2025年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 代表取締役長島宏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社エヌズの所有する212,000株が含まれております
5. 2021年6月期における役員報酬の総額は76,060千円を支給しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

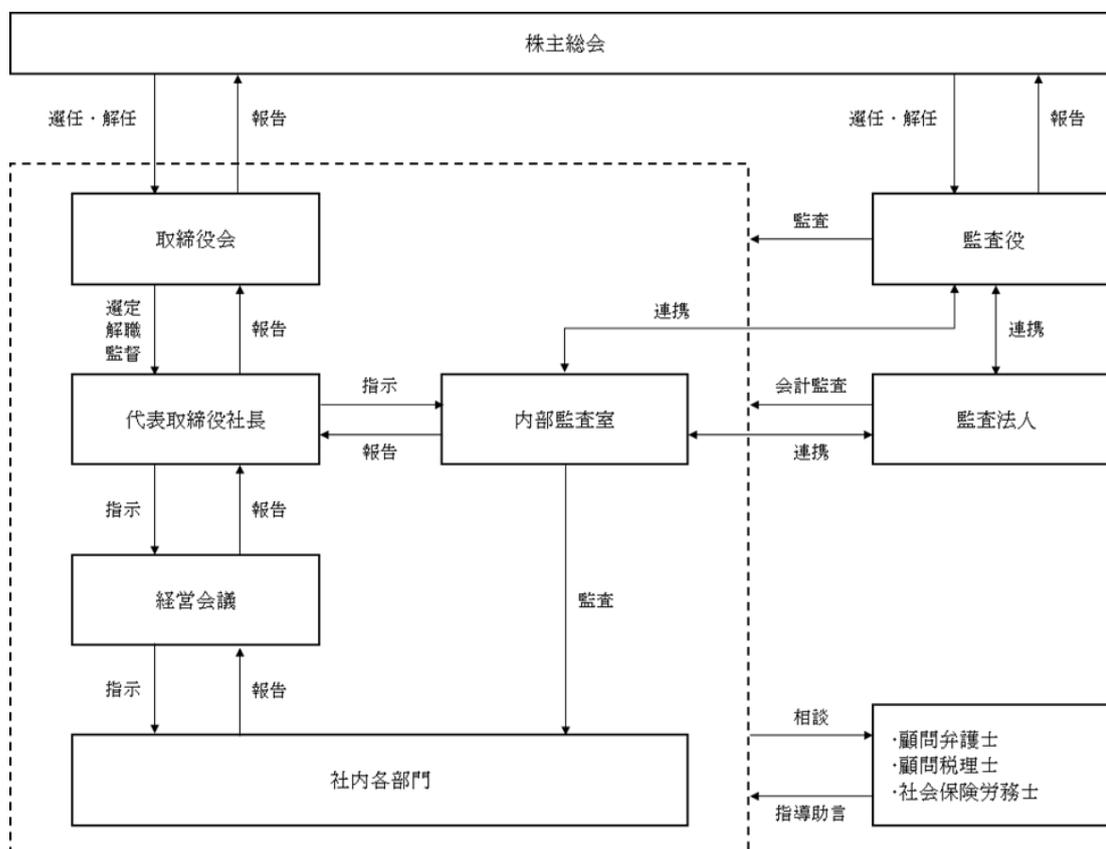
当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置付けております。株主をはじめ多様なステーク・ホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長の目的達成に最も重要な課題のひとつと考えております。コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは当社の重要な基本的責務です。

この為、当社は取締役会の相互牽制機能および監査役の監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展を第一義に考えた事業運営を行うこととしております。

#### ② 会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査室を設置しております。重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、取締役から独立した監査役により、経営に対する牽制・監督機能を図る体制としております。監査役は、取締役会に出席し、業務執行者から独立した立場で意見を述べ、会社経営における意思決定プロセスの違法性や著しく不当な職務執行がないか等、取締役の職務執行状況を常に監視する体制を確保しております。また、社外監査役2名を選任し、外部からの視点による経営監督機能を強化しております。当社の企業規模、事業内容等を勘案しますと、経営の効率性及び妥当性の監視機能において取締役が相互に監視し、かつ、社外監査役の意見を参考にすることにより、経営監視機能の実効性は確保しているものと考えております。

当社の企業統治の体制図は以下のとおりです。



a. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。

なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

b. 監査役

当社は監査役協議会制度を採用しており、2名で構成されております。監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

c. 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、内部監査室が主管部署として、内部監査室主任以下2名が業務を監査しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対し内部監査報告書を提出するとともに、改善指示書を作成し被監査部門に改善・是正を指示する体制をとっており、改善・是正状況について後日フォローアップし確認しております。特に常勤監査役とは年間監査計画の立案、毎月の実地監査遂行において、相互に監査視点及び結果等についての情報共有に努めております。

当社は監査役2名(社外監査役2名)により構成されております。監査役は株主総会と取締役会に出席し、取締役から報告を受け、法令上監査役に認められているその他の監査権限を行使しております。また、監査役、内部監査担当者及び監査法人と定期的に面談を行い、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。

d. 会計監査

当社は有限責任大有監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。監査業務を執行した公認会計士は鴨田真一郎氏と越智多佳子氏の2名であり、継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名であります。なお、同監査法人、当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員及びその補助者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

e. 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令による内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しております。

現状においては、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

③ リスク管理体制の整備の状況

業務を合理的に分担することで、特定の組織ならびに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 社外取締役および社外監査役との関係について

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役が2名選任されており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制が構築され、ガバナンスは適正に運用されております。なお、社外監査役と当社の間には特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

また、社外取締役に関しましては、当社の経営規模・体制及び社外取締役の役割等を総合的に勘案し十分な議論と検証を重ね、設置の必要があると判断する場合には、具体的に検討したいと考えております。

⑤ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役(社外取締役を除く)	64,800	55,200	9,600	—	4
監査役(社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	11,260	9,500	1,760	—	2
計	76,060	64,700	11,360	—	6

⑥ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑦ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑨ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑩ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑪ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	—	960	6,480	—
計	—	960	6,480	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社が監査法人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、当社に対する財務調査及び制度調査業務であります。

(当事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

## 第6 【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2020年7月1日から2021年6月30日まで）の財務諸表について、有限責任大  
有監査法人の監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	817,776	924,388
売掛金	438,045	404,489
原材料及び貯蔵品	2,251	3,100
前払費用	20,829	18,507
その他	1,746	1,367
貸倒引当金	△1,475	△8,467
流動資産合計	1,279,174	1,343,386
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,205	7,234
減価償却累計額	△4,354	△4,659
建物（純額）	1,850	2,574
機械及び装置	314	314
減価償却累計額	△314	△314
機械及び装置（純額）	0	0
車両運搬具	12,302	11,450
減価償却累計額	△10,739	△9,659
車両運搬具（純額）	1,563	1,790
工具器具備品	7,374	4,777
減価償却累計額	△6,407	△4,015
工具器具備品（純額）	966	761
有形固定資産合計	4,381	5,126
無形固定資産		
ソフトウェア	-	1,089
無形固定資産合計	-	1,089
投資その他の資産		
差入保証金	18,047	19,237
破産更生債権等	30,405	4,206
保険積立金	39,990	45,623
繰延税金資産	24,233	20,271
その他	495	655
貸倒引当金	△28,788	△3,337
投資その他の資産合計	84,383	86,657
固定資産合計	88,765	92,873
資産合計	1,367,939	1,436,260

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	14,837	5,766
未払金	153,544	159,825
未払費用	3,759	1,807
前受金	12,202	7,810
預り金	15,024	19,910
未払消費税等	84,324	64,416
未払法人税等	76,381	15,386
賞与引当金	24,543	31,492
その他	3,269	3,814
流動負債合計	387,887	310,229
固定負債		
退職給付引当金	13,674	15,195
役員退職慰労引当金	13,200	16,004
資産除去債務	5,647	6,695
固定負債合計	32,521	37,895
負債合計	420,409	348,124
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金	937,529	1,078,135
利益準備金	1,000	1,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	936,529	1,077,135
利益剰余金合計	937,529	1,078,135
株主資本合計	947,529	1,088,135
純資産合計	947,529	1,088,135
負債純資産合計	1,367,939	1,436,260

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
売上高	2,760,154	2,540,751
売上原価	2,003,562	1,847,890
売上総利益	756,592	692,861
販売費及び一般管理費	436,127	501,715
営業利益	320,464	191,146
営業外収益		
受取利息	47	26
保険収入	7,427	4,843
受取家賃	4,259	3,771
助成金収入	647	5,229
消費税差額	—	1,877
雑収入	1,681	370
営業外収益合計	14,063	16,118
営業外費用		
その他	99	72
営業外費用合計	99	72
経常利益	334,428	207,191
特別利益		
償却債権取立益	—	910
その他	0	129
特別利益合計	0	1,040
特別損失		
損害賠償金	30	—
その他	3,742	97
特別損失合計	3,772	97
税引前当期純利益	330,657	208,134
法人税、住民税及び事業税	104,377	63,567
法人税等還付額	19	—
法人税等調整額	3,230	3,961
法人税等合計	107,588	67,529
当期純利益	223,068	140,605

【売上原価明細書】

(単位：千円)

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)		当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 商品売上原価					
当期商品仕入高		45,259		26,610	
合計		45,259	2.3	26,610	1.4
II 材料費					
1. 期首材料たな卸高		20		19	
2. 当期材料仕入高		14,385		11,357	
合計		14,405		11,376	
3. 期末材料たな卸高		19	0.7	19	0.6
III 労務費			80.5	1,506,704	81.5
IV 経費			16.5	303,218	16.5
総計		2,003,562	100.0	1,847,890	100.0
売上原価		2,003,562		1,847,890	

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他	利益剰余金合計		
			利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	1,000	713,461	714,461	724,461	724,461
当期変動額						
当期純利益			223,068	223,068	223,068	223,068
当期変動額合計	—	—	223,068	223,068	223,068	223,068
当期末残高	10,000	1,000	936,529	937,529	947,529	947,529

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他	利益剰余金合計		
			利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	1,000	936,529	937,529	947,529	947,529
当期変動額						
当期純利益			140,605	140,605	140,605	140,605
当期変動額合計	—	—	140,605	140,605	140,605	140,605
当期末残高	10,000	1,000	1,077,135	1,078,135	1,088,135	1,088,135

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	330,657	208,134
減価償却費	1,825	1,660
その他費用	3,712	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	5,120	△18,459
賞与引当金の増減額 (△は減少)	9,810	6,949
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	2,200	2,804
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△2,115	1,520
その他引当金の増減額 (△は減少)	△550	—
資産除去債務利息費用	19	18
受取利息及び受取配当金	△47	△26
助成金収入	△647	△5,229
固定資産売却益	△0	△29
固定資産除却損	—	0
売上債権の増減額 (△は増加)	8,951	33,556
棚卸資産の増減額 (△は増加)	197	△848
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	△30,405	26,199
仕入債務の増減額 (△は減少)	14,299	△7,261
未払消費税等の増減額 (△は減少)	53,658	△19,907
未払事業所税の増減額 (△は減少)	249	545
預り金の増減額	△10,939	4,885
資産除去債務の増減	0	1,029
その他資産の増減額 (△は増加)	△48	2,907
その他負債の増減額 (△は減少)	△12,134	△1,875
小計	373,812	236,574
利息及び配当金の受取額	31	77
助成金の受取額	647	4,600
法人税等の支払額	△70,596	△124,571
法人税等の還付額	50	10
営業活動によるキャッシュ・フロー	303,945	116,690
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,823	△2,348
無形固定資産の取得による支出	—	△1,147
有形固定資産の売却による収入	0	29
貸付金の貸付による支出	△450	—
貸付金の回収による収入	880	300
定期預金の預入による支出	△175,111	△21,612
定期預金の払戻による収入	7,203	7,200
保険積立金の積立による支出	△5,873	△5,633
その他投資活動による支出	△673	△1,435
その他投資活動による収入	—	156
投資活動によるキャッシュ・フロー	△175,848	△24,491
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	128,096	92,199
現金及び現金同等物の期首残高	421,043	549,140
現金及び現金同等物の期末残高	549,140	641,340

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. たな卸資産の評価基準及び評価法

最終仕入原価法を採用しております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法)を採用しています。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社所有のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備える為、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備える為、社員退職金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備える為、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

### 4. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準」を適用しております。ただし、リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

### 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	20,271千円
--------	----------

2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当社の過去(3年)及び当事業年度において、課税所得は安定的に生じていると判断していること等から、当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」における企業の分類を分類2に該当するものとして、回収が見込まれる繰延税金資産の金額を決定しております。

当該見積もりは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準をさだめることとされ、また、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありあります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組が行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価算定会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取り扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により内外の経済動向は極めて不透明な状況であり、経営環境としては決して楽観できない状況にあります。当社におきましては、新型コロナウイルス感染症が当社の経営成績等に与える影響は限定的であるとの仮定のもとに、会計上の見積もりを行っております。

(損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年 7月 1日 至 2020年 6月30日)	当事業年度 (自 2020年 7月 1日 至 2021年 6月30日)
役員報酬	47,400 千円	64,700千円
役員退職慰労引当金繰入	2,200	2,804
給与手当	159,036	169,536
賞与	46,643	59,304
賞与引当金繰入	18,660	21,160
退職給付費用	232	2,929
貸倒引当金繰入	5,219	6,579

販売費及び一般管理費のおおよその割合は、販売費56.9%、一般管理費43.1%であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	200	—	—	200
合計	200	—	—	200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	200	—	—	200
合計	200	—	—	200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総 額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年9月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	20,000	100,000.00	2021年6月30日	2021年9月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月 1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月 1日 至 2021年6月30日)
現金及び預金	817,776 千円	924,388 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△268,635	△283,048
現金及び現金同等物	549,140	641,340

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等の金融機関からの借入により資金調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位で支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注2）参照）

前事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	817,776	817,776	—
(2) 売掛金	438,045	438,045	—
貸倒引当金（※1）	△1,471	△1,471	—
	436,573	436,573	—
(3) 差入保証金	13,047	12,953	△94
(4) 破産更生債権等	30,405	30,405	—
貸倒引当金（※2）	△28,788	△28,788	—
	1,617	1,617	—
資産計	1,269,015	1,268,920	△94
(1) 買掛金	14,837	14,837	—
(2) 未払金	153,544	153,544	—
負債計	168,382	168,382	—

（※1）売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	924,388	924,388	—
(2) 売掛金	404,489	404,489	—
貸倒引当金（※1）	△8,442	△8,442	—
	396,046	396,046	—
(3) 差入保証金	14,237	14,147	△90
(4) 破産更生債権等	4,206	4,206	—
貸倒引当金（※2）	△3,337	△3,337	—
	869	869	—
資産計	1,335,542	1,335,451	△90
(1) 買掛金	5,766	5,766	—
(2) 未払金	159,825	159,825	—
負債計	165,591	165,591	—

（※1）売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、返済時の見積りを行い、見積期間に対する国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算出しております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」には、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

(4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
差入保証金（供託金）（※1）	5,000	5,000
出資金（※2）	20	20

(※1) 回収期間を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難であるため、上記表には含めておりません。

(※2) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であるため、上記表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	781,265	36,510	—	—
売掛金	438,045	—	—	—
差入保証金	347	344	600	11,756
合計	1,219,658	36,854	600	11,756

(※1) 破産更生債権等については、償還予定時期を見込むことが困難であるため、上記表には含めておりません。

当事業年度(2021年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	880,072	44,315	—	—
売掛金	404,489	—	—	—
差入保証金	188	1,693	600	11,756
合計	1,284,750	46,008	600	11,756

(※1) 破産更生債権等については、償還予定時期を見込むことが困難であるため、上記表には含めておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付の債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。なお、退職給付債務の計算については簡便法を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (自 2019年7月 1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月 1日 至 2021年6月30日)
退職給付債務	13,674 千円	15,195 千円
退職給付引当金	13,674 千円	15,195 千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 2019年7月 1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月 1日 至 2021年6月30日)
勤務費用	288 千円	3,383 千円
合計	288 千円	3,383 千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、簡便法を採用しておりますので、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	8,489 千円	10,893 千円
役員退職慰労引当金	4,565 千円	5,535 千円
退職給付引当金	4,730 千円	5,256 千円
資産除去債務	1,953 千円	2,315 千円
貸倒引当金	5,216 千円	2,304 千円
未払事業所税	1,130 千円	1,319 千円
その他	10,393 千円	1,415 千円
繰延税金資産小計	36,479 千円	29,040 千円
評価制引当額	△11,735 千円	△7,840 千円
繰延税金資産合計	24,743 千円	21,199 千円
繰延税金負債		
建物附属設備ほか	△510 千円	△928 千円
繰延税金負債合計	△510 千円	△928 千円
繰延税金資産の純額	24,233 千円	20,271 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
法定実効税率	34.59 %	34.59 %
(調整)		
住民税均等割等	0.13 %	0.15 %
税額控除	△4.49 %	△0.04 %
軽減税率適用	△0.20 %	△0.32 %
評価性引当金	3.36 %	△1.58 %
その他	△0.85 %	△0.37 %
税効果適用後の法人税等の負担率	32.54 %	32.44 %

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社をはじめとした事務所等の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、各オフィスの使用見込期間を5年から30年、割引率は $\Delta 0.105\%$ から $0.38\%$ を採用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
期首残高	—	5,647
会計基準適用による期首調整額(注1)	5,480	—
有形固定資産の取得による増加額	146	1,028
時の経過による調整額	19	18
期末残高	5,647	6,695

(注1) 適用初年度により特別損失に計上している3,712千円が含まれております。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するため、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

(2) 報告セグメントに属するサービスの種類

1. 報告セグメントごとのサービス内容

「建築事業」は、主に建築現場での資材搬入・搬出を行っております。

「工事事業」は、主にソーラーパネル設置、鉄骨建方、ホームドア設置等、各種施工を行っております。

「リペア事業」は、主に戸建住宅や集合住宅の内装傷補修を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	建築事業	工事事業	リペア事業			
売上高						
外部顧客への売上高	1,854,760	365,085	540,308	2,760,154	—	2,760,154
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,854,760	365,085	540,308	2,760,154	—	2,760,154
セグメント利益	365,110	60,834	75,589	501,534	△181,069	320,464
その他の項目						
減価償却費	74	442	21	538	1,286	1,825

(注) 1. 調整額は、次のとおりです。

(1)セグメント利益の調整額△181,069千円は、各報告セグメントに配分出来ない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)減価償却費の調整額1,286千円は、各報告セグメントに配分していない減価償却費であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 資産・負債は、各報告セグメントに配分していないため記載しておりません。

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	建築事業	工事事業	リペア事業			
売上高						
外部顧客への売上高	1,651,049	328,044	561,657	2,540,751	—	2,540,751
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,651,049	328,044	561,657	2,540,751	—	2,540,751
セグメント利益	281,399	41,245	84,710	407,354	△216,208	191,146
その他の項目						
減価償却費	201	473	17	692	967	1,660

(注) 1. 調整額は、次のとおりです。

(1)セグメント利益の調整額△216,208千円は、各報告セグメントに配分出来ない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)減価償却費の調整額967千円は、各報告セグメントに配分していない減価償却費であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 資産・負債は、各報告セグメントに配分していないため記載しておりません。

## 【関連情報】

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

### 1. サービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため該当事項はありません。

#### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
(株)長谷工ナヴィエ	553,040	建築関連、リペア関連

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

### 1. サービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため該当事項はありません。

#### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
(株)長谷工ナヴィエ	368,465	建築関連、リペア関連

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

**【関連当事者情報】**

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

### (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり純資産額	2,368.82円	2,720.34円
1株当たり当期純利益金額	557.67円	351.51円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 当社は、2021年9月14日付で普通株式1株につき、2,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
当期純利益金額(千円)	223,068	140,605
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	223,068	140,605
普通株式の期中平均株式数(株)	400,000	400,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	947,529	1,088,135
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
(うち新株予約権)	—	—
(うち少数株主持分)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	947,529	1,088,135
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	400,000	400,000

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表書】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	期首残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	期末減価 償却累計 額又は償 却累計額	当期 償却額	差引期末 帳簿価額
建物	6,205	1,029	—	7,234	4,659	305	2,574
機械及び装置	314	—	—	314	314	—	0
車両運搬具	12,302	1,113	1,966	11,450	9,659	887	1,790
工具、器具及び備品	7,374	205	2,802	4,777	4,015	410	761
有形固定資産計	26,197	2,348	4,768	23,776	18,649	1,602	5,126
ソフトウェア	—	1,147	—	1,147	57	57	1,089
無形固定資産計	—	1,147	—	1,147	57	57	1,089

(注) 当期増加額の主な内訳

建物附属設備	大阪出張所事務所契約の資産除去債務見積り額	1,029	千円
車両運搬具	工事事業部車両の購入	1,113	千円
ソフトウェア	会計・給与ソフトの購入	1,147	千円

当期減少額の主な内訳

車両運搬具	工事事業部車両の売却	1,966	千円
工具器具及び備品	リペア事業部器具の廃棄処分	2,802	千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少 (目的使用)	当期減少 (その他)	期末残高
貸倒引当金	30,263	11,804	25,038	5,225	11,804
賞与引当金	24,543	31,492	24,543	—	31,492
退職給付引当金	13,674	3,383	1,863	—	15,195
役員退職慰労引当金	13,200	2,804	—	—	16,004

(注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、洗替えによるものであります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1. 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	91
預金	
普通預金	641,248
定期預金	283,048
計	924,296
合計	924,388

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)長谷工ナヴィエ	101,093
(株)熊谷組	36,386
大和ハウス工業(株)	26,791
清水建設(株)	24,809
鹿島建設(株)	24,775
その他	190,632
合計	404,489

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{(B)} \times \frac{2}{365}$
438,045	2,806,811	2,840,367	404,489	87.5	54.8

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ. 貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品 (現場用備品)	2,827
その他	254
合計	3,081

2. 流動負債

イ. 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)ハンデックス	849
(株)リペアアキ	831
共和商事(株)	788
(株)桐井製作所	711
その他	2,584
合計	5,766

ロ. 未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
未払給与等	124,834
未払社会保険料 (確定分)	25,197
ディップ(株)	2,335
(有)グルメランド	1,144
その他	6,313
合計	159,825

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞社に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 <a href="http://www.kkhands.co.jp/ir.html">http://www.kkhands.co.jp/ir.html</a>
株主に対する特典	なし

(注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条1項に

規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項にの規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## **第二部 【特別情報】**

### **第1 【外部専門家の同意】**

該当事項はありません。

### **第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】**

該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

### 第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年6月21日	長島 宏	東京都世田谷区	当社代表取締役	株式会社エヌズ	東京都世田谷区	代表取締役の資産管理会社	106	4,169,680	資産管理

(注) 1. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は、上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいいます。)の末日(2021年6月30日)から起算して2年前(2019年6月30日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等(従業員持株会社を除く。以下1.において同じ)が、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)  
役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

3. 移動価格については、類似業種比準価額方式と純資産価額方式の折衷金額により算出した価額を参考として、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

### 2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第3 【株主の状況】

2022年1月14日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社エヌズ (注) 1、2	東京都世田谷区東京都世田谷区代沢 1丁目36番27号	212,000	53.00
長島宏 (注) 1、3	東京都世田谷区	186,000	46.50
長島莉都子 (注) 1、4	東京都世田谷区	2,000	0.50
計	—	400,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

3. 特別利害関係者等 (当社代表取締役)

4. 特別利害関係者等 (当社代表取締役の配偶者)

# 独立監査人の監査報告書

2022年1月6日

株式会社ハンズ  
取締役会 御中

有限責任大有監査法人  
東京都千代田区

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

鴨田真一郎



指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

越智 知佳子



## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハンズの 2020 年 7 月 1 日から 2021 年 6 月 30 日までの第 31 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハンズの 2021 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

会社の 2020 年 6 月 30 日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---